

簡易評価型プロポーザル方式による業務委託の実施について（公告）
簡易評価型プロポーザル方式による業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

令和元年12月9日

長岡市長 磯田 達伸

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、「摂田屋地区情報発信・交流拠点施設」管理運營業務委託について参加者に提案を求め、その内容を評価し、最も優れた提案をした者と随意契約の締結交渉をするものです。

2 委託概要

- (1) 委託名 「摂田屋地区情報発信・交流拠点施設」管理運營業務
- (2) 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (3) 委託内容 「摂田屋地区情報発信・交流拠点施設」管理運營業務仕様書のとおり

3 参加形態等

参加の形態は、以下に示す2形態のいずれかとします。

○単 独 団 体：1つの企業・団体（組織形態は問いませんが、法人に限ります。）

○共同企業体：複数の法人から構成される団体

※共同企業体の形態をとる場合には、必ず代表企業・団体や責任割合を明記した書類（契約書、協定書、覚書等）を提示してください。管理運營業務委託契約の締結に当たっては、共同企業体の全ての構成員を契約当事者とし、契約に関する債務は、共同企業体の構成員に連帯して負担することとします。

提案は、単独団体、共同企業体の形態を問わず、1団体につき1件とします。

4 参加資格要件

当該プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当しないこと。
- (2) この公告の日から本業務契約締結の日まで、長岡市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされてい

ること。

(4) 法人税、県税、市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(5) 次に該当する者が役員となっていないこと。

ア 破産者

イ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 本市において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）を利用していると認められる者

エ 暴力団員と認められる者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有すると認められる者

(6) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる団体でないこと。法令等の規定により必要とされる許認可等を取得し、かつ、免許等を必要とする人員が配置できること。

(7) 法令等の規定により必要とされる許認可等を取得し、かつ、免許等を必要とする人員が配置できること。

5 共同企業体に係る留意事項

(1) 代表法人等が申請を行うこととします。なお、代表となる法人等は、当該共同企業体における責任割合が最大であることを要します。

(2) 構成員の全てが前項「参加資格要件」の(1)～(7)の資格を要することとします。

(3) 代表法人等及び構成法人等の変更は、原則として認めません。ただし、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと判断した場合には、変更を可とする場合もあります。

6 参加表明書の提出について

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類 参加表明書（様式第1号）※必要に応じ、様式第2号及び第3号

(2) 提出期限 令和元年12月27日（金曜日）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送（配達確認ができるもの。）

(4) 提出先 〒940-0062

新潟県長岡市大手通2-6 長岡市役所大手通庁舎6F

長岡市 観光・交流部 観光企画課

電話：0258-39-2344

7 質問書の受付及び回答について

6により参加表明書を提出した者は、次のとおり質問することができます。

- (1) 提出様式 質問書（様式第6号）
- (2) 提出期間 令和元年12月9日（月曜日）から令和2年1月10日（金曜日）
午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 電子メールのみ（着信を必ず確認すること。）
- (4) 提出先 kanko@city.nagaoka.lg.jp
- (5) その他 令和2年1月17日（金曜日）までに、参加表明書を提出された者全員
に電子メールにて回答します。

8 提案書の提出について

当該プロポーザルの提案書は、次のとおり提出してください。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書（様式第4号）
 - イ 事業計画書（様式第7号）
 - ウ 見積書（見積書様式第1～5号）
 - エ その他、応募資格に関する書類（任意様式等）
- (2) 提出期限 令和2年1月27日（月曜日）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（配達確認ができるもの）
- (4) 提出先 長岡市 観光・交流部 観光企画課

9 選考方法

参加表明書及び提案書の提出者の中から、提案書やプレゼンテーションの内容及び見積金額について本市職員が評価基準により総合的に選考し、最優秀者を決定します。プレゼンテーションの詳細、日程等については、別途参加表明書及び提案書の提出者に案内します。

10 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員へ通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

11 契約に関する事項

- (1) 契約方法
 - ア 選定された最優秀者と本件業務における契約の締結交渉を行います。
 - イ アの結果、契約締結の合意に至らなかった場合又は最優秀者の提案において虚偽の記載、不正及び違反が認められる場合は、次点の者と契約締結の交渉を行います。

(2) 契約保証金

本業務契約における契約保証金は、免除します。

1 2 留意事項

- (1) 当該プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、その応募を無効とします。
- (3) 提出書類は、返却しません。また、提出書類は、当該プロポーザルを実施する目的以外の目的には使用しません。
- (4) 不明な点については、長岡市 観光・交流部 観光企画課にお問い合わせください。